

「有料老人ホームの表示に関する検討会」の開催について

平成15年5月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、有料老人ホームの不当表示に係る景品表示法第4条第3号の規定に基づく指定告示の策定等について具体的に検討するため、以下のとおり有識者から成る検討会を開催する。

1 趣旨

有料老人ホームの取引は、高額の入居一時金を支払い入居した後、継続的なサービスの提供を受けるものであり、いったんサービスの提供が開始されると、入居者側が取引先や取引内容等を変更することは非常に困難なことから、有料老人ホームを選択する時点における表示が、消費者の誤認を招くおそれのないものとなっていることが極めて重要である。

当委員会は、有料老人ホームの表示に対し、景品表示法の規定に違反するおそれがあるとして、平成9年以降、14件の警告を行うとともに、関係事業者団体等に表示の適正化の取組を要望する等、これまでも表示の適正化の環境整備に努めてきているところであるが、平成15年4月16日には中部地区所在の3事業者に対し、有料老人ホームの不当表示事件としては初めて排除命令を行うなど、依然として不当表示事件が後を絶たない状況が続いている。

このような状況を踏まえ、当委員会は、有料老人ホームの介護サービスの内容等に係る消費者の誤認を招くおそれのある表示を未然に防止するとともに、不当表示に厳正に対処する観点から、景品表示法第4条第3号の規定に基づく有料老人ホームの不当表示の指定告示の策定等について、「有料老人ホームの表示に関する検討会」を開催し、具体的な検討に着手することとした。

2 検討スケジュール

平成15年5月22日に第1回検討会を開催し、7月を目途に結論を得るべく議論を進めていく予定。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課
電話 03-3581-3375 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>